

## 福祉サービス第三評価結果の公表ガイドライン

### ① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 メイアイヘルプユー

### ② 施設・事業所情報

名称：きらり倉敷	種別： 児童発達支援、放課後等デイサービスを行う多機能型
代表者：久保田奈穂美	定員（利用人数）： 児童発達支援（10名）、放課後等デイサービス（10名）
所在地：岡山県倉敷市沖 194-1	
TEL：086-435-9820	ホームページ： <a href="http://www.cumre.or.jp">http://www.cumre.or.jp</a>
【施設・事業所の概要】	
開設年月日：平成16年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 クムレ	
職員数	常勤職員：4名 非常勤職員：3名
専門職員	保育士（4名）
施設・設備 の概要	居室数： プレイエリア（2）、面接室（職員室 の一隅）、個別療育室、食事室 設備等： トイレ、倉庫

### ③ 理念・基本方針

法人理念：ともに育ち ともに生きる

基本方針：利用者満足の追求、集う人の幸せの追求、強くしなやかな組織づくり、  
地域社会への貢献

### ④ 施設・事業所の特徴的な取組

#### ●余暇活動支援

低年齢であれば、公園遊び、水遊び、年長児であれば、クッキング

家庭でもできる取り組みとして、まずは「きらり」で実践し、保護者へ紹介している

#### ●季節の製作

季節を感じられる活動を設定し、微細面をねらうだけでなく、指示を聞いて、行動できるか  
どうかも評価している

#### ●運動遊び

以前の第三者評価受審後、運動面のアセスメントを強化、必要な児に運動課題を設定した

#### ●多職種でのアセスメント

法人内の作業療法士、言語聴覚士からの助言を組み込み、支援を考える  
利用児の病院リハビリ見学など

## ⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成29年6月16日（契約日）～ 平成30年3月30日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1回（平成25年度）

## ⑥ 総 評

### ◇特に評価の高い点

#### 1. サービスの質の向上に向けた取り組み、体制が充実している

法人として第三者評価を定期的に受審し、改善に活用している。法人として全事業所が数年ごとに第三者評価を受審できるように計画し、受審した事業所では管理者が中心となって改善計画をまとめ、職員や法人関係者を対象とした「報告会」を開催して発表している。また受審した以降の各年度では事業計画に第三者評価で指摘のあった事項に関する取り組みを明示し、その改善に取り組んでいる。事業計画で明示した取り組みは、拠点会議で進捗を管理しつつ、計画的に取り組むよう努めている。単年度で取り組むことが難しい課題は、中長期計画に反映させることとしている。

さらに法人として人材育成の体制をつくり、実施している。法人として「キャリアパス運営指針」で「人財育成の方針」を示している。「キャリアパス運営指針」では職員育成に関する方針を示している。それによって、一般職から経営職に至る階層ごとに期待する役割を定め、キャリアアップに対応した職員研修体系により職員育成方策を明らかにし、業務目標管理評価制度のもと職員の目標管理を行うしくみを連動させて、職員一人ひとりの育成に向けた体制が整備されている。新人教育として、新人職員に一対一の専任指導者を付ける「クムパートナー制度」も取り入れている。発達支援、自立支援、子育て支援のグループごとに、その専門性に対応した研修を計画し、実施している。「キャリアパス人事推進室」を設置して、人材育成の視点から研修のあり方や研修内容等について評価し、見直しに活用している。

当事業所では、法人の研修制度を活用して対象となる各職員を研修に参加させているほか、平成28年度の末まで当事業所が位置づけられていた「発達支援グループ」が計画した「専門研修」（権利擁護、心身の健康管理など）、「倉敷拠点」として計画した発達支援分野に関する研修、さらには事業所内研修（事業所としての独自研修）などに参加させることで職員育成を行っている。

#### 2. 発達段階を周知した上で支援計画の作成とその実践が子どもの成長を保証し、また、専門職との連携によって療育の基盤を整えている

当事業所の通所支援計画は、発達過程を見通したショート・ステップで具体的に作成されている。現在の活動をクリアした後、次は何に取り組むのか、発達段階に沿い即座に準備されている。この発達段階を児童発達支援管理責任者（事業所管理者が兼務）が習得していることによって、個々の発達を見通しながらの支援計画が立てられており、保護者に対しても説得力を持つものとなっている。

また、当事業所には作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、心理士は配置されていないが、倉敷地区の法人内の児童発達支援センター（倉敷学園）の OT、ST、心理職とは密に連携することができるため、通所支援計画のアセスメントや、計画の作成に参与している。日常的にも支援についての相談はしやすく、子どもの療育の基盤が整っている。

### 3. きめ細かな取り組みによって、子ども一人ひとりの発達支援が行われている

当事業所では、保護者の意向の聞き取りや、職員による行動観察のほか、食事等の日常生活動作、コミュニケーション、活動、個性に関する 10 カテゴリーの詳細な情報の保護者からの聞き取りと、「乳幼児発達スケール」「太田ステージ」を用いて子ども一人ひとりの発達評価を行い、複数職員で検討の上、保護者からの要望に基づく発達支援が行われている。

発達支援は、個々の発達に応じて、個別支援・集団支援を軸に遊び、運動、学習など日々の活動が計画に沿って行われ、基本的日常動作、学習、設定活動、遊びなどの活動がプログラムされている。活動は、子どもの自立を支援することを目指しており、プログラムには法人内の OT や ST、あるいは外部医療機関（子どもの主治医が所属）の OT などからの助言も取り入れ、職員全員によるチーム支援が実践されている。発達支援の継続のため、子どもの所属園や学校への訪問も実施している。

また、言葉、動作、カード、アイコンタクト、実物、子どもの気持ち等を察して言語化する（補助自我機能）などコミュニケーションスキルを多様に持ち合わせている。支援では個々の状況に応じてコミュニケーションとしてのかかわり方を意図的に変化させて、最もふさわしいかかわりのスキルを職員は習得している。職員と個々の子どもの日々の活動スケジュール表を管理し実行することで、子どもとの信頼関係が増し、コミュニケーション能力を高めることにつながっている。

さらに「個々の子どもの発達に適合したコミュニケーションツールの開発・習得が必要」と管理者は考えており、その成果が社会化されることを期待している。

### ◇改善が必要と考えられる点

#### 1. 関係機関との連携の充実、および地域課題へのかかわりについての方針の明確化が求められる

法人の第 2 期中期経営計画では「関係機関との連携」を重要な取り組みの一つとして掲げている。そのため当事業所でも事業方針として「家庭や所属機関（利用児が利用している地域の関係機関）に赴くことができるような連携を実施する」をあげ、家庭訪問、園訪問などを事業計画化している。利用児が利用している園、学校、病院などとの連携は、その必要性ならびに保護者の理解、所属先の理解などがあれば、訪問、電話、連絡ノートで情報交換をしている。しかし、関係機関との定期的な連携は特になく、また関係機関との連携も全ケースを対象にはしていない。当事業所修了時には引き継ぎ書を作成し、利用できるサービスを紹介する場合もあるが、全ケースには実施していない。連携の基準やその方法の検討、地域でのネットワークづくりの必要性など、検討を期待する。

さらに、地域の福祉課題への関与については、現状では計画されていない。行政が主催する1歳6ヶ月健診、3歳児健診に参加・協力して「発達の気になる児」を保健師へ伝える役割を担うレベルである。

当事業所は、1日定員10名と小規模事業所であることや、開所時間が9時から16時であることなどが影響してか、地域課題を意識する取り組みは計画されていない。また、法人の倉敷エリアの活動についても「ひろば栗の家（おうち）」が主催する社会貢献的な活動も、遠方であることなどが影響してであろうか参加・協力の取り組みに乏しい。当事業所が有する機能を地域に提供することを方針として取り上げるか否か等をはじめとする検討が求められる。

## 2. 子どもの地域生活支援について、さらなる検討と実践を求める

障害児福祉は「障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）」を目標とし、事業所にもそれぞれの実践を求めている。今回の評価のサービス面で言えば、子どもの社会参加と地域生活支援である。

当事業所としての地域生活支援は、就園・就学後の当事業所から移行先に向けての当事業所での発達支援の引き継ぎの支援である。このことは、事業所の移行に伴う保護者の不安軽減としても大切な取り組みではあるが、地域生活支援は、さらに多様な側面を包含している。近隣住民との交流や、地域のさまざまな資源の活用などである。

子どもの社会参加を支援することも、子ども自身の地域生活の広がりにつながる。当事業所では、保護者の思いを汲んで、地域住民から利用児について問われても明言することを避けているという実情がある。発達支援も屋内での支援にはほぼ限定され、子どもが公園に行きたいと希望した場合を除き、事業所方針として支援を地域に広げる方針を持っていない。

地域住民の利用児に関する問い合わせにわかりやすい説明を行うこと、利用児が地域に出かけ地域住民（大人・子ども）と交流する機会を持つことは地域住民の啓発ともなり、障害を持つ子どもが暮らしやすい地域環境をつくることにつながる。前述の地域生活支援も同様の意味を含んでいる。事業所方針の見直しとともに、現行のアセスメントシートの見直し・検討により、子どもの地域生活上のニーズに応じた支援となるよう検討を求める。

## ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審し、きらり倉敷の課題が新たに見えてきた。なかでも改善の必要性が高い項目は、子どもたちが地域でよりよく成長していくための支援であると受け取った。事業所内だけの支援に留まってはいけない事を常に考えているものの、定期的な関係機関訪問が出来ていないこと、地域住民との連携が取れていないこと、事業所外活動が限られていること、きらり終了後の支援が不十分であること等は明確である。現状を受け止め、少しずつではあるが、第三者評価受審後、取り組みを進めている（関係機関訪問の予定を年間計画に盛り込む、地域と関係を持つための催しを計画、課外活動の設定、終了児向けの活動を設定、終了児保護者への勉強会案内等）。今まで改善しがたい内容であっただけに、長期的に取り組んだり、内容を再度精査したりしていく必要があると考えるが、事業所内、法人内職員で、取り組みを続けていきたい。